

JWNETデータ取込機能とは、e-reverse.comを介さないで登録されたマニフェストデータを、JWNETから自動で取込み全ての電子マニフェストデータをe-reverse.comの画面上で一元的に操作、管理ができる
収集運搬業者様、処分業者様向けの有料オプション機能です。

排出事業者様が利用する電子マニフェストシステムに合わせて

複数の運用方法を用意する必要がなくなりますので業務の効率化を図れます。

※注意事項等については、主に、排出事業者様がERCで登録したマニフェストとJWNETで異なる運用の場合を記載しています。

※右記の通りの略称を使用します。 e-reverse.com : ERC

1. 運用時の注意点

① 運用開始時

利用対象会員	収集運搬業者様と処分業者様	
申込方法	フォームより申請 URL : https://www.e-reverse.com/jwnet_data/	
利用開始日	申込受領日の翌営業日朝9時以降	
※取得開始日や取得開始データの指定不可		

② マニフェスト報告料

月間マニフェスト データ報告数	1報告あたりの 単価(税別)	課金対象マニフェスト
1～500	50円	・排出事業者様がJWNETで登録し、本サービス利用者が報告を行ったマニフェスト ※ERCで報告せず、JWNETで報告した場合も課金対象となります
501～1,000	40円	
1,001～5,000	30円	課金対象月
5,001～10,000	20円	・ERCで報告を行った場合：操作を行った月 ・JWNETで報告を行った場合：その報告情報をERCで取得した月
10,001～	10円	

③ 運用停止

停止方法	フォームより申請 URL : https://www.e-reverse.com/jwnet_data/	
利用停止日	申請受領日の翌営業日朝9時以降	
※JWNETより電子マニフェストを取込んだ状態で当機能を停止した場合は取込み済みマニフェストは、ERC上でも各終了報告の登録・修正・取消・参照と、通知の応答・確認が可能です。		

2. JWNETデータ取込機能 適用外の運用について

① 収集運搬業者様の再委託について

委託元の収集運搬業者様はERCマニフェスト照会画面でマニフェスト照会をご利用出来ません。

② 処分業者様の再委託について

処分業者様が再委託される場合は本サービスをご利用出来ません。

③ JWNET予約情報登録について

JWNETで登録された予約情報は、ERCでは取込みません。

3. JWNETと連携しない項目について

① 連絡番号1、2、3

本サービスでは連携しません。

(補足) ERCではユニーク番号が「連絡番号1」に連携されますが、本サービスの場合は「連絡番号1」に値があったとしてもERCでは取り込みません。

② 備考1、2、3、4

本サービスでは連携しません。

※「備考5」のみERC上の「排出備考」に連携します。

(補足) ERCの場合は、下記の仕様となっています。

「備考1」…自由項目1-1+自由項目1-2

「備考2」…自由項目1-3

「備考3」…運搬経路備考

「備考4」…事前協議番号+委託契約番号

「備考5」…排出備考

③ 処分方法

JWNETでは、マニフェスト登録時に処分方法を登録します（予定情報として登録）。

ただし、ERCではマニフェスト登録情報の処分方法は取込みません。

排出事業者様がERCで登録したマニフェスト同様、本サービスの場合も処分方法はERCで処分終了報を行う際に登録出来る項目です。

④ 確定数量

JWNETでは、マニフェスト登録時に入力する数量（排出量）とは別に、確定数量という項目があります。

(事前に数量確定者を選択することで、排出量、運搬量、受入量のどれかを確定数量に出来ます)

ERCでは、マニフェスト登録情報の確定数量は取込みません。

※数量確定者については、「4・②」にて説明させて頂きます。

⑤ マニフェスト登録時の2区間目以降のドライバー（運搬担当者）、車両番号

JWNETでは、マニフェスト登録をする際の全区間分のドライバー（運搬担当者）と車両番号を登録する事が出来ます。

JWNETデータを取込む場合は1区間目のドライバー（運搬担当者）と車両番号は取込みますが、2区間目以降のマニフェスト登録情報のドライバー（運搬担当者）と車両番号は取込みません。

※取り込んだ1区間目のドライバー（運搬担当者）と車両番号は、運搬終了報告時の初期値となります

(補足) マニフェスト登録情報のドライバー（運搬担当者）と車両番号は、予定という位置づけです。

最終的な実績としては、収集運搬業者が報告する運搬終了報告のドライバー（運搬担当者）と車両番号になります。

4. JWNETデータ取込機能 の仕様

① JWNETマニフェストデータの取込（照合）

本サービス利用者の終了報告は通常1時間後にJWNETへデータが送信され、翌日の朝にマニフェストの状態が画面に反映されます。

JWNET電子では、以下の条件に合致するものを除き、マニフェストデータが取込まれます。

- ・ERC上で要請通知中のマニフェスト
- ・ERC上で削除済みのマニフェスト
- ・ERC上でロック後のマニフェスト

② 数量確定者、確定数量

JWNETでは事前に数量確定者（排出事業者、収集運搬業者、処分業者）を選択しておくことで、数量確定者が入力する数量（排出事業者=排出量、収集運搬業者=運搬量、処分業者=受入量）を確定数量とする事が出来ます。確定数量となった数量は、JWNETで操作する際は必須項目となります。

ERC上では、数量確定者を判断して該当数量を必須項目にする仕様ではありません。

例えば、以下のような場合、確定数量となった運搬量や受入量をJWNETに空欄で送信されます。

- ・ERC上で運搬量や受入量をJWNETに連携しない設定
- ・JWNETに連携する設定でもERC上で未入力

以上のように必須項目の運搬量や受入量が空欄で送信された場合、JWNETではエラーにならずに自動的に排出量が確定数量になります。

（補足）排出事業者様がERCで登録したマニフェストの場合、数量確定者は、排出事業者で固定となっています。

よって、JWNETで確認するとマニフェスト登録情報の「数量」と「確定数量」は常に同じです。

③ マニフェスト詳細画面の運用区分

本サービスの場合は、一律空欄になります。

④ マニフェスト修正・削除

本サービスの場合は、JWNETの仕様同様、処理業者様からのマニフェスト修正・削除は出来ません。

※排出事業者様がERCで登録したマニフェストであれば運搬・処理業者様からの修正・削除が行えます。

⑤ 最終処分事業場（予定）

JWNETではマニフェスト登録時に最終処分事業場の予定を登録する事が出来ます。

ERCではその情報も取込み、かつ経路確認画面の「最終処分事業場（予定）」欄で確認する事が出来ます。

⑥ 処理業者様の自社廃棄物

本サービスで取り込んだマニフェストに対して、処理業者様はERCから終了報告する際に自社廃棄物を登録する事が出来ます。

（条件）

マニフェスト登録情報の排出廃棄物の廃棄物コード上4桁と、処理業者様がERC上で自社廃棄物登録している廃棄物コードの上4桁が一致した廃棄物が日常業務画面の「自社廃棄物」欄に表示され、登録する事が可能です。※廃棄物コードの上4桁でJWNET廃棄物が特定出来ます。

⑦ 見なし運搬終了報告

※「見なし運搬終了報告」とは運搬業者様と処分業者様が同一法人（ERC上で同一グループ）の場合、処分業者様機能の「受入れ確定」で運搬終了の報告が出来る機能です。

本サービスの場合、処分業者様が見なし運搬終了報告を行うには以下のすべての条件を満たしている必要があります。

①受入確定を実施する処分業者様と最終区間の運搬担当している収集運搬業者様が同一グループ

②①の同一グループの収集運搬業者様がJWNETデータ取込機能を利用

③最終区間の運搬終了報告が未報告であること

（補足）排出事業者様がERCで登録したマニフェストの場合は、①③が条件となります。

⑧ 携帯電話操作

本サービスは、携帯電話機能の対象とならないため、操作は出来ません。

⑨ 削除済みのマニフェスト情報について

JWNETでマニフェスト登録後、ERCでマニフェスト情報を取得するまでの間にJWNET上でマニフェスト削除が完了していた場合、ERCで取り込む際には、削除済みのマニフェストとして取込みます。

（補足）マニフェスト照会画面の「削除のみ」「削除含む」を検索条件に入れて頂くと確認する事が出来ます。

⑩ 変更履歴

本サービスは、1日1回マニフェスト照合を行い、JWNETと同期を取ります。

但し、変更履歴が作成される条件としては、マニフェスト詳細画面で変更点を確認出来る範囲で変更があった場合に変更履歴が作成されます。

※廃棄物コードについては、画面上で確認出来ませんが、変更があれば変更履歴が作成されます。

⑪ マニフェスト照会の各業者・事業場の検索条件について

マニフェスト照会画面で、ERC未加入の排出事業者様の絞込み検索は出来ません。

またマニフェスト照会画面で、他の処理業者様を絞り込む場合、対象となる処理業者様が本サービスを利用されていなければ絞り込み検索ができません。

⑫ 業者名・事業場名の修飾について

本サービスの場合も名称の修飾である[退][未][再委]が付きます。

※ただし、一部、排出事業者様がERCで登録したマニフェストと異なります。

[退]…排出がERCで登録したマニフェスト同様、ERCを退会したERC加入業者の名称に付きます。

[未]…本サービスの場合、排出事業者様の名称に付きます。

→処理業者様の場合は、ERC未加入業者であっても付きます。

[再委]…排出事業者様がERCで登録したマニフェスト同様、再委託運用の委託先業者である収集運搬業者の名称に付きます。

⑬ 削除済みのマニフェストを取得した際の通知について

「④・⑨」の通り、マニフェストデータ取得時に既に削除済みであってもJWNETデータとして取込みを行います。その際に発行される通知はマニフェスト登録完了のお知らせとマニフェスト削除完了のお知らせが発行されるのではなく、マニフェスト登録完了のお知らせのみが発行されます。

また、マニフェスト登録完了のお知らせの中の排出事業場欄は空欄になります。

5. 免責事項

①本サービスの利用、変更、停止等による会員及び第三者の損害等につきましては、当社は一切の責任を負いません。

②その他本ご利用上の注意事項等に記載のない事項に関しましてはイーリバースドットコム会員利用規約を準用します。